

令和3年 第9回 加賀市農業委員会定例総会

令和3年9月24日(金)

開会（午後2時00分）

宮下事務局長

ご多用の中、ご参集いただきましてありがとうございます。
それでは、令和3年第9回加賀市農業委員会定例総会を始めさせていただきます。

本日は、農業委員の現委員 14 名全員の出席をいただいております。本日の総会が成立していることをご報告します。推進委員につきましては 13 名のうち 11 名の出席を頂いております。

また、本日付議いたした転用案件等の現地確認調査を 16 日に平野委員、事務局職員 2 名の計 3 名で行いましたことをご報告いたします。

それでは、中村会長、議事進行をお願いいたします。

議長挨拶

議長（中村会長）

皆さん、こんにちは。しのぎやすい季節になってきました。農作業もひと段落ついてきたと思いますが、今年はコメの値段が 2,000 円ほど安くなり、我々にとって大変な打撃と思います。先日の常設審議委員会の時に、私がコメの値下がりの原因について質問をし、全国農漁連の石川県本部長曰く「コロナの影響や消費低迷によるコメ余り等によるもの」ということでした。他市の農業委員会会長は「このような状態では、石川県の 65 経営体の中で、少なくとも 10 程の経営体は破綻してしまうのではないかと危惧されています。また他に「食料不足の国へ輸出を考えては」という意見もありましたが、それは関係機関との兼ね合いもあるので、難しいようで

	<p>す。JA から慣らし処置を発行するという通知が来ています。それに伴って、先日行われた賃借料情報協議でもコメの価格が下がったので、賃借料も下げることになりました。</p> <p>それでは、令和3年第9回加賀市農業委員会定例総会を始めさせていただきます。</p>
--	--

議事録署名員の指名	
------------------	--

議長（中村会長）	<p>まず初めに、議事録署名員の指名をいたします。</p> <p>13番 嶋崎委員、14番 平野委員を指名します。</p>
----------	---

議案第36号 農地法第3条の規定による許可申請について	
------------------------------------	--

議長（中村会長）	<p>それでは議案の審議を行います。議案第36号 農地法第3条の規定による許可申請について、事務局から説明してください。</p>
事務局（田町）	<p>議案第36号 農地法第3条の規定による許可申請についてご説明します。議案書は1ページから2ページです。資料1の位置図は1ページから3ページ、資料2の調査書は1ページから2ページです。併せてご覧ください。</p> <p>加賀市■■■■外1名から農地法第3条の規定による許可申請がありましたので、その適否をお諮りします。案件は2件です。</p> <p>整理番号1番の譲受人は、7月にも自宅周辺の農地の取得を申請しており、7月の申請地に隣接した農地を新たに取得するものです。所有者は現在親から相続した農地のある集落に居住しておらず、また距離が遠いことから管理ができずに荒廃していることもあり、近隣に居住する申請者に譲渡するものです。</p> <p>次に整理番号2番の申請者は■■■■に住んでおり、■■■■と</p>

の県境の近くにある農地を取得し、[]をするために農地を取得するものです。[]の事業計画は、[]の駐車場や販売所、広場、花畑、庭園及び農作物畑を整備する計画となっています。この計画では、県外から申請者夫婦と雇用する3名の計5名が約30分の距離を通い、耕作や整備運営をすることとしています。この土地の所有者は申請者と同じく県外の居住であり、ラッキョウの栽培農家でありましたが、[]で農地を買収され、代替え地として[]の農地が提供されたもので、ここでラッキョウ栽培を開始したものの思った以上に塩の害が酷かったことや、栽培が軌道に乗り始めたところで、[]の架け替えに伴い[]から農地を分断する買収がされるなど、大変な思いをされて来られたということです。現在この農地は荒れ放題となっていますが、このような状況にずっと心を痛めていた所有者はこの場所を何とかしたいという思いがあり、活用してくれる人を捜していたところ、近隣に住む今回の申請者に巡り合ったということです。申請者は兼業農家で水稻を主に栽培していますが、今回の農地の取得にあたり何度も現地に足を運び、畑だけでなく芝生広場や庭園など散策や休憩ができる施設の運営と、野菜の販売やラベンダーなどの花の販売をすることとしており、近隣にある[]や[]や新たにできる予定の[]などによる、地の利を活かした施設にしたいと考えています。申請者夫婦と雇用する3名の計5名が約30分の距離を通い、耕作や整備、運営をすることとしています。

以上これらの案件は、資料2の調査書1～2ページの通り、農地法第3条第2項各号のいずれの不許可要件にも該当しな

<p>議長（中村会長） 幸前委員 事務局（田町） 議長（中村会長） 議長（中村会長）</p>	<p>いため、許可要件を満たしていると考えます。 説明は以上です。 只今の説明に対して、ご意見、ご質問等ありませんか。 申請者の家まで結構遠いと思いますが、毎日の通いは大変 と思います。 申請者に確認と取りましたら、30分で着くので、車一台 で乗り合わせてくるということです。 ほかにありませんか。ご意見、ご質問等がなければ、これ より採決に入ります。 議案第36号 農地法第3条の規定による許可申請につい て適切と思われる方は挙手をお願いします。 （挙手多数） 賛成多数により、適切と認めます。</p>
--	--

議案第37号 競売買受適格証明願について

	<p>公正な入札に支障が出る恐れがある為、非公開とします。</p>
--	-----------------------------------

議案第38号 農地法第5条の規定による許可申請について

<p>議長（中村会長） 平野委員</p>	<p>次に議案第38号 農地法第5条の規定による許可申請に ついて、事前に現地確認調査を行っておりますので、平野委員 から報告をお願いします。 報告いたします。去る9月16日に、私と事務局職員2名、 計3名で現地確認調査を行いました。位置図の資料1は5ペ ージから13ページを併せてご覧ください。 1番は隣地境界に擁壁を設置し、汚水は浄化槽で処理し、 雨水とともに道路側溝に流す計画です。 2番は隣地境界に擁壁があり、汚水は浄化槽で処理し、雨</p>
--------------------------	---

水とともに道路側溝に流す計画です。

3番は隣地境界に擁壁を設置し、汚水は浄化槽で処理し、雨水とともに道路側溝に流す計画です。

4番は隣地境界に擁壁があり、雨水は道路側溝に流す計画です。

5番は隣地境界に擁壁を設置し、雨水は西側と南側の水路に流す計画です。

6番は隣地境界に擁壁があり、汚水は下水道に接続し、雨水は道路側溝に流す計画です。

7番は既に貸資材置場になっており、始末書が提出されています。雨水は北側と東側の道路側溝に流れるようになっています。追認する案件です。

8番は隣地境界に擁壁があり、汚水は浄化槽で処理し、雨水とともに道路側溝に流す計画です。

9番は隣地境界に擁壁があり、雨水は西側と東側の排水路に流す計画です。

以上9件とも、周辺の農地に特段影響はないと認めました。報告は以上です。

それでは、事務局から説明してください。

議案書は5ページから6ページ、資料1の位置図は、5ページから13ページを併せてご覧ください。

1番は■■■■地内にあり、畑、面積339㎡、転用目的は自己住宅建設です。譲受人はアパートに居住しており手狭なため、実家に近い申請地を購入して自己住宅を建設するものです。申請地は第一種低層住居専用地域にあるため第3種農地と判断され、原則許可に該当するものと考えます。

2番は■■■■地内にあり、畑、面積356㎡、転用目的は自己住宅建設です。借受人は両親と同居しています

議長（中村会長）
事務局（幸松）

が家が老朽化したため、実家に近い申請地を親から使用貸借して自己住宅を建設するものです。申請地は第一種低層住居専用地域にあるため第3種農地と判断され、原則許可に該当するものと考えます。

3番は■■■■■■■■■■地内にあり、田、面積280㎡、転用目的は自己住宅建設です。譲受人はアパートに居住しており手狭になったため、両親の居住地に近い申請地を購入して自己住宅を建設するものです。申請地は第二種中高層住居専用地域にあるため第3種農地と判断され、原則許可に該当するものと考えます。

4番は■■■■■■■■■■地内にあり、畑、面積102㎡、転用目的は車庫の建設です。譲受人は申請地の北側の隣接地に居住しており、車庫がないことから申請地と既已取得済みの青ワクの1筆、宅地75.27㎡に3台が入る車庫を建設するものです。申請地は第二種中高層住居専用地域にあるため第3種農地と判断され、原則許可に該当するものと考えます。

5番は■■■■■■■■■■地内にあり、畑、面積1044㎡、転用目的は運動場の建設です。譲受人は■■■■■■■■■■等を行っており、事業拡大を図るため申請地を購入して、運動場を建設するものです。申請地は農地の拡がり10ha以上の農地の一部であることから第1種農地と判断されますが、既存施設4,091㎡の拡張1/2以内であるため、許可相当に該当するものと考えます。

6番は■■■■■■■■■■地内にあり、田、面積計599㎡、転用目的は自己住宅建設です。借受人はアパートに居住しており手狭になったため、実家に近い申請地を親と兄から使用貸借して自己住宅を建設するものです。申請地は第二種住居地域にあるため第3種農地と判断され、原則許可に該当するものと

考えます。

7番は■■■■地内にあり、畑、面積計42㎡、既に貸資材置場になっております。譲受人はこの度、加賀市から資材置場敷地内に他人の土地が存在しているとの指摘を受けて分かったものです。また譲渡人の2名についても、譲受人から相談があって、この事実を始めて知ったものです。譲受人は■■■■■■■■■■を営む会社役員であり、他人の農地があることを知らずに、平成8年頃から隣接地の2筆、雑種地、面積251㎡とともに会社に資材置場として使用貸借していたものです。申請地は農地の拡がり10ha未満の農地の一部であることから第2種農地と判断されますが、他地目併用、総面積293㎡の1/2以内であるため、許可相当に該当するものと考えます。

8番は■■■■地内にあり、田、面積449㎡、転用目的は自己住宅建設です。譲受人は妻の実家に同居しており、手狭なため妻の実家に近い申請地を購入して自己住宅を建設するものです。申請地は農地の拡がり10ha未満の農地の一部であることから第2種農地と判断されますが、集落に接続しているため許可相当に該当するものと考えます。

9番は■■■■地内にあり、田、面積1,297㎡、転用目的は貸駐車場建設です。譲受人は市内で不動産業を営んでおり、申請地の隣接地で建設機械リース業者に建設機械の駐車場として賃貸借を行っています。この度、そのリース業者から事業拡大のため増車したいとの申し入れがあったため、貸駐車場敷地を拡張するものです。申請地は農地の拡がり10ha以上の農地の一部であることから第1種農地と判断されますが、既存施設の拡張3,540㎡の1/2以内であるため、許可相当に該当するものと考えます。

議長（中村会長） 大家職務代理	説明は以上です。 只今の説明に対して、ご意見、ご質問等ありませんか。 7番は追認案件ということですが、青杵の土地は法務局の確認後、地目変更がされているはずですが、何故7番の申請地も含めて転用されてしまったのでしょうか。
事務局（幸松） 大家職務代理	昭和50年に青杵の土地が地目変更され、現在の状態になったのが平成8年頃です。 許可後の転用確認がされていないからこういうことになったのでしょうか。今後こういった事がないよう確認をお願いします。
事務局（幸松） 議長（中村会長）	はい。 ほかにありませんか。ご意見、ご質問等がなければ、これより採決に入ります。
議長（中村会長）	議案第38号 農地法第5条の規定による許可申請について適切と思われる方は挙手をお願いします。 (挙手多数) 賛成多数により、適切と認めます。

議案第39号 非農地証明願について

議長（中村会長） 平野委員	次に議案第39号 非農地証明願について、事前に現地確認調査を行っていますので、平野委員から報告をお願いします。 それでは報告します。位置図の資料1は14ページから15ページを併せてご覧ください。 1番の申請地は原野化しており、農地の状況ではないと判断しました。 2番の申請地は駐車場と擁壁になっており、農地の状況ではないと判断しました。 報告は以上です。
------------------	---

議長（中村会長） 事務局（幸松）	<p>それでは、事務局から説明してください。</p> <p>議案書は7ページから8ページ、資料1の位置図は、14ページから15ページを併せてご覧ください。</p> <p>1番は議案36号 農地法第3条の規定による許可申請の整理番号2番に関連した案件であり、大聖寺瀬越町地内で、畑、面積計8,504㎡です。この度3条整理番号2番で説明した事業を行う申請者に売却にあたって、非農地証明願が提出されたものです。申請地は平成5年頃まで「らっきょう」を栽培していましたが、塩害の影響や耕作者の高齢化等のため耕作が困難となり、現在は原野化しております。農地として復旧が著しく困難であり、農地の状態にないと考えます。</p> <p>2番は■■■■地内にあり、畑、79㎡です。この度、アパートとその駐車場の売却にあたって登記を調べたところ、敷地に農地が存在していることが分かったものです。昭和46年に申請者の父がアパートを建設した際に、申請地をアパートの擁壁とアパート居住者用の駐車場の一部にしたものであります。農地の状態にないと考えます。</p> <p>説明は以上です。</p>
議長（中村会長）	<p>只今の説明に対して、ご意見、ご質問等ありませんか。</p> <p>（意見、質問なし）</p>
議長（中村会長）	<p>ご意見、ご質問等がなければ、これより採決に入ります。</p> <p>議案第39号 非農地証明願について、適切と思われる方は挙手をお願いします。</p> <p>（挙手多数）</p>
議長（中村会長）	<p>挙手多数により、適切と認めます。</p>
報告第14号 農地貸借の合意解約について	
議長（中村会長）	<p>次に、報告第14号 農地貸借の合意解約について事務局が</p>

<p>事務局（中島）</p> <p>議長（中村会長）</p> <p>議長（中村会長）</p>	<p>ら説明してください。</p> <p>はい、議案書の9ページからです。農地貸借の合意解約の届出がありましたので報告いたします。今月の届出は6件で17筆の32,375㎡の届出です。</p> <p>整理番号1番から5番は、借人による離農目的による解約です。又、整理番号6番は先月農地法第4条の転用追認案件の為、解約するものです。解約条件はありません。</p> <p>以上、この6件については土地の引き渡しについても問題が無く、適当と考えます。説明は以上です。</p> <p>只今の説明に対して、ご意見、ご質問等ありませんか。</p> <p>（意見、質問なし）</p> <p>ご意見、ご質問等がなければ、終わります。</p>
--	---

報告第 15 号 農地の賃借料情報の提供について

<p>議長（中村会長）</p> <p>宮下事務局長</p>	<p>次に、報告第 15 号 農地の賃借料情報の提供について事務局から説明してください。</p> <p>それでは説明させていただきます。議案書の 11 ページ 12 ページをご覧ください。</p> <p>まず、農地の賃借料の情報の提供についてご説明します。農地の賃借料の情報の提供は、農地法第 52 条に基づき、毎年農地の賃借料等の動向に関する情報提供として行っているものです。加賀市内における賃借料を決める際の目安にもなることから、例年 9 月の定例総会に報告した後、10 月初旬に市のホームページで公表しております。価格については、今月 14 日に農業委員会から中村会長と大家職務代理、推進委員の山崎委員、加賀農協からは営農部長にご出席いただき、協議を行いました。その結果を本日お配りしました議案書に載せてありますので、ご覧ください。</p>
-------------------------------	---

	<p>賃借料価格は、10aあたりの単価になります。平坦地・中山間地共に平均価格・最高価格・最低価格で示しております。昨年度1年間に利用権が設定された農地の賃借料から算出した平均価格や最高・最低価格のデータをもとに、農協の米の仮渡金額などを考慮したものです。</p> <p>賃借料の平均価格は、平成29年度から昨年令和2年度まで平坦地は10,500円、中山間地は9,000円と同額推移しており、変動はありませんでした。賃借料を決定する要素として、JA米仮渡金が一つの目安となります。コシヒカリのJA米仮渡金は、近年の傾向として平成29年度のをピークに減少傾向にあり、令和3年度10,600円、前年差額2,300円となっています。前年据え置きにすると、現状と大きく乖離することから見直すこととし、平坦地・中山間地とも平均価格は1,000円の減額、平坦地9,500円、中山間地8,000円となりました。</p> <p>説明は以上です。</p>
<p>議長（中村会長） 新保委員 宮下事務局長</p>	<p>只今の説明に対して、ご意見、ご質問等ありませんか。</p> <p>今年の最高価格が増えているその理由を教えてください。</p> <p>昨年度の権利関係設定の中にこの最高額があり、一昨年の最高価格18,000円からこの価格となりました。</p>
<p>議長（中村会長） 幸前委員</p>	<p>この最高価格は協議で決めたものではありません。</p> <p>コシヒカリのJA米仮渡金は2,300円も下がったのですか。</p>
<p>宮下事務局長 中池委員 宮下事務局長</p>	<p>はい。</p> <p>協議した結果、この資料の平均価格ということですか。</p> <p>コシヒカリのJA米仮渡金は、2,300円下がっていることから据え置きは出来ないということで、この平均価格まで下がりました。価格を決める上での参考価格です。昨年度の権</p>

中池委員	利関係の平均価格ではありません。
大家職務代理	平均価格と書いてあれば、最高と最低の価格の平均値を取った価格とってしまいます。
議長（中村会長）	昨年権利関係で最高価格は1件だけでした。最低価格も件数は少ないです。大方は平均価格に近い辺りの価格なので、単純に最高と最低を足して割った価格にならないのです。
宮下事務局長	最高・最低価格は参考に載せているということですね。
議長（中村会長）	そうです。情報提供で載せています。
中池委員	平均価格を目安としていただければいいと思います。
宮下事務局長	ここに出ている①は、どういう意味ですか。
議長（中村会長）	賃借料を現物（コメ）で支払いをしている方もいます。そうした場合は、この①の価格に換算しています。
	ほかにありませんか。ご意見、ご質問等がなければ、終わります。

報告第16号 1・1・1運動の報告について

議長（中村会長）	次に、報告第16号 1・1・1運動について報告のある方は挙手をお願いします。
田端委員	新幹線の工事が終わり、埋め戻して戻ってきた農地にどれくらい有機物があるか分からないので、肥料の計算がうまくいかず、今年の耕作は大変だったという意見がありました。
平田委員	新幹線の高架により日照が遮られ作物の出来が悪いからと保障問題の話も出ています。
議長（中村会長）	ほかにありませんか。なければ、私からの報告です。9月13日日常設審議委員会で、4条1件5条4件いずれも許可相当でした。14日は賃借料情報協議がありました。以上です。 その他事務連絡については、事務局から報告してください。

事務連絡

宮下事務局長

((資料3) 当面の日程のみを説明)

(配布資料の説明)

(石川県農業委員会大会の説明)

議長 (中村会長)

農業委員大会にできるだけ皆さんの参加をよろしくお願ひ
します。大会では、永年勤続農業委員の表彰に加賀市から大
家職務代理と前農業委員 2 名が選ばれました。また、出版事
業推進優良農業委員会に加賀市が表彰されます。以上です。

ほかに何かありませんか。

なければ以上をもちまして、令和3年第9回加賀市農業委
員会定例総会を閉会いたします。

閉会 (午後3時30分)